

小樽市

避難行動要支援者避難支援計画

(全体計画)

(案)

令和 4 年 月

小樽市

目 次

第1章 計画の趣旨及び基本方針	1
1 計画の趣旨	1
2 基本方針	2
第2章 避難行動要支援者の把握・管理	2
1 避難行動要支援者名簿の作成・共有・管理・更新	2
2 避難行動要支援者の範囲	3
3 名簿の記載事項	3
4 避難支援等関係者となる者	3
5 名簿情報の提供	4
第3章 避難支援等の実施に向けた取組と体制づくり	4
1 本市の支援体制	4
2 地域の支援体制	5
第4章 避難支援活動等の内容	5
1 避難支援等の基本的な考え方	5
2 情報の伝達	6
3 避難支援の実施	7
4 安否確認の実施	7
5 社会福祉施設等の対策	7
第5章 避難所における要配慮者への配慮	8
1 要配慮者に配慮した避難所等の確保・整備	8
2 福祉避難所の設置・運営	8
（1）福祉避難所の開設	8
（2）要配慮者の移送	9
（3）福祉避難所の運営	9

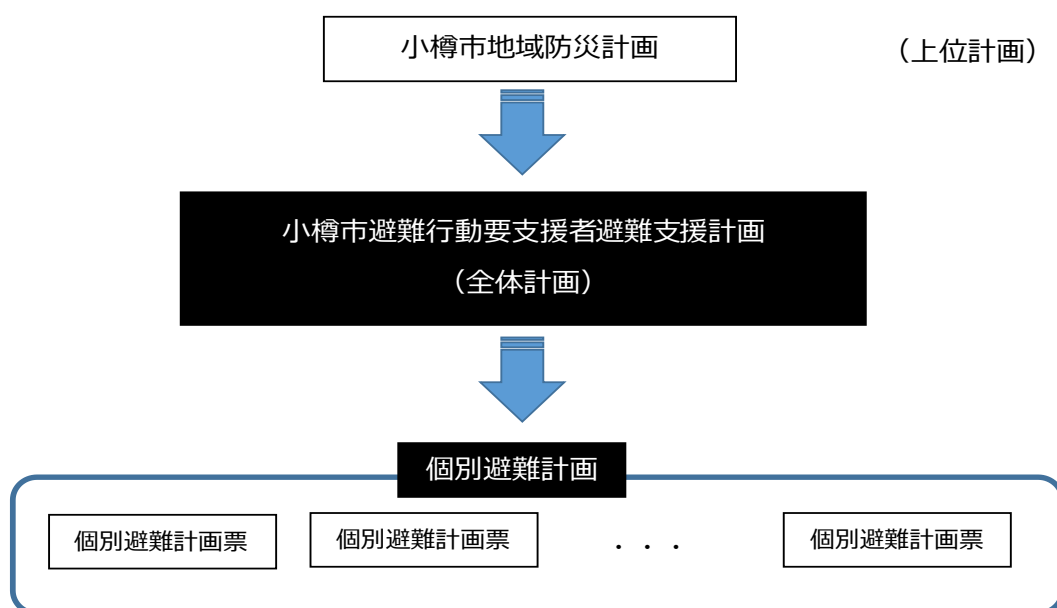
第6章 個別避難計画の作成	10
1 個別避難計画の作成	10
（1）個別避難計画の作成対象者	10
（2）個別避難計画の作成方法	10
（3）避難支援等実施者の選定	10
（4）個別避難計画票の記載事項	10
（5）個別避難計画票の共有・管理	11
（6）避難支援の実施	11

第1章 計画の趣旨及び基本方針

1 計画の趣旨

小樽市（以下「本市」という。）の災害時の要援護者対策は、これまで国が平成18年3月に示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、小樽市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の中で「災害時要援護者対策計画」を位置付け、支援体制の整備を図ってきたところである。しかしながら、平成23年3月の東日本大震災において、多くの高齢者や障がい者が犠牲となったことを踏まえ、国は平成25年に災害対策基本法を改正し、同年8月には、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する取組方針を定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定）（内閣府（防災担当））」を作成したところであり、本市でもこれまで以上の災害発生時等の避難支援対策の強化が必要となっている。

このため本市では、これまでの取組、国の取組指針等を踏まえ、避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲や記載事項、避難支援等関係者の範囲、避難支援等の実施に向けた取組や避難支援の内容など、本市における避難行動要支援者対策の基本的事項について、地域防災計画の第4章第4節において「避難行動要支援者支援計画」を位置付けており、本計画は、その内容を具体化したものである。



2 基本方針

災害発生時等において、避難行動要支援者の安全を確保するためには、避難行動要支援者のそれぞれの状況（例えば障がいの内容、程度など）を把握し、迅速に対応できるよう、平常時からの支援体制の構築が必要となる。

このため、本市は避難行動要支援者に対して、避難の支援や安否確認、その他の必要な措置（以下「避難支援等」という。）を迅速に実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、実態把握に努めるとともに、避難行動要支援者を援助する方（以下「避難支援実施者」という。）や避難支援の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）にも名簿情報を提供し、避難支援等関係者の協力による避難支援等の具体的な方法を定めるものとする。

また、避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者ごとに、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促すとともに、安否確認や避難所までの避難を支援する者（「避難支援等実施者」という。）、避難支援を行うに当たっての留意点、避難経路等の具体的な避難計画（以下「個別避難計画」という。）をあらかじめ定めておく必要があるため、本計画に基づき、避難支援等関係者と連携し、個別避難計画の作成に努めるものとする。

本計画は、災害発生時等において避難支援等に関わる者が、計画に記載したそれぞれの役割と行動内容を認識し、適切に避難活動が実施できるよう、平常時から連携を図りながら災害対策を進めていくことを目的とするものである。

第2章 避難行動要支援者の把握・管理

1 避難行動要支援者名簿の作成・共有・管理・更新

本市は、避難行動要支援者に対して、災害発生時等における避難支援等を迅速に実施するため、その基礎となる名簿を作成し、総務部及び消防本部にて名簿情報を共有するものとする。

名簿の作成に当たっては、本市（福祉保険部）で保有する対象者情報を集約し、作成するものとする。

ただし、社会福祉施設等に入所又は入院している者は、当該名簿から除くこととする。

また、避難行動要支援者名簿を最新の状態で管理するために、対象者の状況を定期的に確認する必要があるため、原則として年1回以上更新するものとする。

2 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、地域防災計画に定めており、以下のとおりとする。

- ① 要介護認定3～5判定を受けている者
- ② 身体障害者手帳1, 2級（総合等級）の第1種を所持する者
（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害のみで該当する者は除く。）
- ③ 療育手帳Aを所持する者
- ④ 上記以外の者であって、災害発生時等に避難支援等が必要と市長が認めた者

3 名簿の記載事項

名簿に記載する事項は、地域防災計画で定めており、以下のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認めた事項

4 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者とは、地域防災計画で定めており、下記のとおりとす。

- ① 小樽市消防団
- ② 小樽警察署
- ③ 民生児童委員
- ④ 小樽市社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ その他市長が認めたもの

5 名簿情報の提供

本市は、地域防災計画に定めるとおり、災害発生時等における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を目的とし、名簿に掲載した当該本人の名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供するものとする。

このため、対象者本人に別紙様式 1 にて名簿作成の目的等を周知するとともに、別紙様式 2 にて避難支援等関係者への情報提供に関する同意を得るものとし、その同意のあった者のみの情報を避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供するものとする。

ただし、災害発生時等において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要と判断するときは、災害対策基本法第 49 条の 1 第 3 項を根拠として、その同意の有無に関わらず、名簿情報を提供するものとする。

また、平常時に提供する名簿情報は、避難支援等関係者に一律に提供するものではなく、日頃から避難支援等に取り組むための体制づくりを積極的に行おうとする団体等からの名簿提供依頼に関する申出があった場合に、その情報を適正に管理できると市が判断した避難支援等関係者に提供するものとし、名簿の管理に当たっては、情報漏えいの防止に努めるよう、名簿の保管方法等について指導するものとする。

なお、従来から実施してきた災害時要援護者対策計画に基づく要援護者名簿の記載者については、本計画に基づく避難行動要支援者名簿の記載者として扱うものとするが、平常時からの避難支援等関係者への名簿の提供は、本項における同意に基づいて実施するものではなく、小樽市個人情報保護条例第 11 条第 2 項に基づいて実施するものとし、本市の取組として、今後とも継続的に行うものとする。

第 3 章 避難支援等の実施に向けた取組と体制づくり

1 本市の支援体制

本市は、避難行動要支援者について、名簿情報に基づき、その実態を把握し、円滑な避難支援等が行われるよう、次の方法により、避難支援等関係者の協力を得ながら平常時からの取組を進めるものとする。

- ① 避難訓練の際には、避難行動要支援者の参加を呼び掛ける。
- ② 避難訓練において、実際に障がい者の救出などの訓練を実施し、その知識の普及・啓発を図る。
- ③ 町会等の地域住民組織による避難行動要支援者のための支援体制が整備されるよう努める。

また、災害が発生し、地域防災計画に定める「小樽市災害対策本部」（以下、「対策本部」という。）が設置されたときには、同本部運営要綱に定める各班の役割分担に応じて活動するものし、住民対策部等は、避難行動要支援者の情報の集約、対策の企画立案等の対応を実施するものとする。

なお、災害発生時等における対策本部の活動の詳細は、地域防災計画にて規定しているものである。

2 地域の支援体制

災害発生時等における避難支援等の取組を行うためには、共助の考え方を基本として、日頃からの地域と避難行動要支援者との関係づくりを通じて、災害への備えを進めることが重要となる。

そのため、町内会自治会等は、本市が提供する避難行動要支援者名簿を活用し、例えば、避難行動要支援者の所在地等を記した「要支援者MAP」を作成するといった方法等により、地域の実情に応じた避難支援等の実施方法を定め、平常時から支援体制を構築するよう努めるものとし、本市は、その支援体制構築に向けた支援を積極的に行うものとする。

また避難行動要支援者には、日頃から積極的に町内会自治会等における避難訓練をはじめとした活動に参加するよう促し、災害時には「自助」の考え方が基本となることの啓発に努めるものとする。

今後、町内会自治会等は、安全な避難支援等が実施できるように、民生委員や避難行動要支援者を含め、地域住民全体で話し合い、地域での避難支援のあり方について、避難行動要支援者の理解を得られるように平常時から周知するものとする。

第4章 避難支援等の内容

1 避難支援等の基本的な考え方

避難行動要支援者は、災害発生時等に必要な情報を素早く的確に把握して、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることが難しく、避難支援等を必要とするものである。

本計画における避難支援等の内容は、地域防災計画でも定めており、情報伝達、避難支援、安否確認の3つの類型に大きく分類する。

① 情報伝達

災害情報の把握に支援が必要な場合、避難準備情報などの情報提供を行うもの

② 避難支援

ひとりや家族の支援のみでは避難が困難な場合、指定避難所等の安全な場所までの移動を支援するもの

③ 安否確認

避難行動要支援者の安否が不明な場合に、電話や戸別訪問により、避難行動要支援者の状況確認を行うもの

なお、上記の避難支援活動等は、基本的に避難支援等関係者への名簿情報の提供に同意した者について実施するものであるが、災害発生時等には、避難支援等関係者への名簿情報の提供に同意していない避難行動要支援者であっても、避難行動要支援者名簿を基に、可能な範囲で避難支援活動等を行うよう、本部から協力を要請するものとする。

2 情報の伝達

避難行動要支援者は、本部の設置後に本部長が避難準備情報等を発令した場合等に、その情報の把握に支援が必要な場合や迅速に安全な場所に避難するのに時間を要する場合がある。

そのため、本市の災害対策室、広報広聴課その他の関係部局では、本部設置後の災害情報を含めた様々な情報を避難行動要支援者に確実に伝達できるよう、防災行政無線、広報車、登録制メール、緊急速報メール、本市ホームページ、FMおたる、デジタルテレビ放送のデータ放送機能等避難行動要支援者向けの情報伝達手段の充実を図るものとする。

また、避難支援等関係者及び実施者は、避難行動要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、市からの情報伝達内容を含め、その情報の把握に支援が必要と判断した避難行動要支援者に対し、電話や個別訪問等により情報伝達を行うものとする。

なお、避難の指示等にかかわる発令基準については、地域防災計画の第5章第4節の「避難救出計画」に定めるところによるものとする。

3 避難支援の実施

災害発生時等において、避難行動要支援者の避難支援を迅速に実施するため、本市の住民の避難に関わる部局は、民生委員、避難支援等関係者及び実施者の連絡先を把握し、平常時から避難支援を実施する際の連絡体制を整備するものとする。

また、避難支援等関係者及び実施者は、ひとりや家族の支援のみでは避難が困難な避難行動要支援者に対し、指定避難所等の安全な場所までの移動を支援するものとする。この際、避難行動要支援者を指定避難所まで誘導する場合は、避難支援等関係者及び実施者が避難行動要支援者を指定避難所まで誘導した後、避難所担当職員へ名簿情報とともに避難所生活における留意事項等の引継ぎを行うものとする。

ただし避難支援等関係者及び実施者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者及び実施者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、本市では、避難支援等関係者及び実施者が避難支援等に法的な責任や義務を負うものではなく、また、避難行動要支援者名簿に掲載された者についても必ず支援が受けられるものではないことをあらかじめ周知する。

4 安否確認の実施

災害発生後において、本市は、安否が不明な避難行動要支援者が発生した場合には、避難行動要支援者名簿を活用し、電話や戸別訪問等により、当該避難行動要支援者の状況確認を行うものとする。

また安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより避難行動要支援者の状況確認を行い、その状況に応じた対応を実施するものとする。避難所への移動など支援が必要と判断した場合にはその支援も行うものとする。

5 社会福祉施設等の対策

本計画においては、名簿の作成から避難支援等までの一連の取組は、在宅での生活者に対応することとして記載しているが、社会福祉施設等においても、多くの避難行動要支援者が入所、入院しており、災害時には施設等の対応による迅速な避難活動が求められる。

このため、本市は社会福祉施設等の管理者に対し、職員や入所者の防災教育等が積極的に行われるよう啓発に努めるものとする。

第5章 避難所における要配慮者への配慮

1 要配慮者に配慮した避難所等の確保・整備

対策本部は災害時等において、避難所に避難した避難行動要支援者を含む要配慮者への対応として、避難所等の確保についての進捗管理を行い、必要に応じ、教育委員会等の施設管理者に対し要望や助言を行うものとする。

また、避難所の開設に当たっては、高齢者、障がい者等で避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に対して、介護や医療相談等を受けることのできるプライバシーに配慮された空間や必要な物資・器材を確保できるよう、その対応に努めるものとする。

2 福祉避難所の設置・運営

(1) 福祉避難所の開設

災害が発生し、本市が指定している一次避難所で避難生活を送ることとなった場合、避難生活が長期間に及ぶと、高齢者や障がい者などの方々は、疲労やストレス、持病の悪化などを招くことがある。

このため、専門性の高い支援を行うことができる施設を二次避難所として開設するのが福祉避難所であり、あらかじめ「福祉避難所の開設等に関する協定書」を締結した施設に市が要請して、施設内に開設するものとする。

また、福祉避難所が開設された場合、本市は、要配慮者への心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を行う「北海道災害派遣ケアチーム」の派遣を北海道に依頼し、受入体制を整えるものとする。

なお、福祉避難所は、必要に応じて開設される二次避難所であり、最初から福祉避難所として利用することはできないものとする。

「福祉避難所の開設等に関する協定書」の協定締結施設は下記のとおりとする。

法人名 施設名	所在地	連絡先 (FAX)
1 社会福祉法人 ノマド福祉会 特別養護老人ホーム はる	赤岩2丁目18番22号	31-2222 (31-2260)

2	社会福祉法人 小樽育成院 特別養護老人ホーム やすらぎ荘	オタモイ1丁目20番18号	28-2500 (26-2476)
3	社会福祉法人 北海道宏栄社 北海道宏栄社	天神2丁目8番2号	25-1551 (29-3284)
4	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園 小樽四ツ葉学園	桜3丁目10番1号	54-7404 (54-7428)
5	社会福祉法人 後志報恩会 和光学園	桜4丁目3番1号	54-7606 (54-6360)
6	社会福祉法人 志成会 あさりファミリア	朝里川温泉1丁目227番地	51-5188 (51-5188)
7	社会福祉法人 小樽北勉会 特別養護老人ホーム 朝里温泉	朝里川温泉2丁目708番地1	54-9001 (54-9005)
8	社会福祉法人 小樽北勉会 ケアハウス朝里温泉	朝里川温泉2丁目694番地38	51-2115 (52-0033)
9	社会福祉法人 札幌緑花会 松泉学院	見晴町20番2号	62-2510 (62-6848)

(2) 要配慮者の移送

指定避難所に避難した要配慮者のうち、福祉避難所での配慮が必要と判断した者を当該避難所に移動させるものとする。

なお、福祉避難所への移動は、家族や近隣居住者等の支援者とともに避難支援等関係者が移動を支援することを原則とするが、それが困難な場合には、避難所担当職員等の協力者が支援を行うものとする。

(3) 福祉避難所の運営

避難所担当職員は、対策本部と連携し、また対策本部及び関係部署のアドバイスを参考にしながら、福祉避難所の運営に当たるものとする。

運営の際は、避難者の生活状況等を把握し、介護保険法等により提供される介護を行

う者（ホームヘルパー等）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮に努めるものとする。

第6章 個別避難計画の作成

1 個別避難計画の作成

災害発生時等において、避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難経路等の具体的な個別避難計画をあらかじめ定めておく必要がある。

このため本市では、避難支援等関係者と連携して、個別避難計画の作成に努めるものとする。

（１）個別避難計画の作成対象者

個別避難計画作成の対象者は、避難行動要支援者名簿登載者のうち、避難支援等関係者への情報提供に関する同意のあった者とする。

（２）個別避難計画の作成方法

本市は、避難支援等関係者の協力を得ながら、個別避難計画の作成対象者を個別に訪問するなどして、本人又は家族と具体的な避難支援等の方法について打合せをしながら、計画を作成するものとする。

（３）避難支援等実施者の選定

本市及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促すとともに、安否確認や避難所までの避難を援助する避難支援等実施者を、可能な限り要支援者の隣近所から探し、協力を求めるものとする。

避難支援等実施者の不在や支援者自身の被災あるいは避難支援等実施者一人では援助できない場合を勘案し、可能な範囲で個別避難計画の作成対象者一人に対して、複数の避難支援等実施者の選定に努めることとする。

（４）個別避難計画票の記載事項

個別避難計画票は別紙様式３のとおりとし、次の事項を記載するものとする。

- ① 避難行動要支援者の住所、氏名、性別、生年月日、電話番号等

- ② 支援が必要な理由
- ③ 緊急連絡先
- ④ 家族の状況
- ⑤ 避難支援に当たり必要な情報
- ⑥ 避難支援等実施者の氏名、連絡先等
- ⑦ 避難場所、避難所、避難経路

（５）個別避難計画票の共有・管理

個別避難計画票の原本は、本市が保管し、避難行動要支援者又はその家族及び地域支援者が避難支援等の実施に必要な限度でそれぞれ個別計画票の写しを保管するものとする。

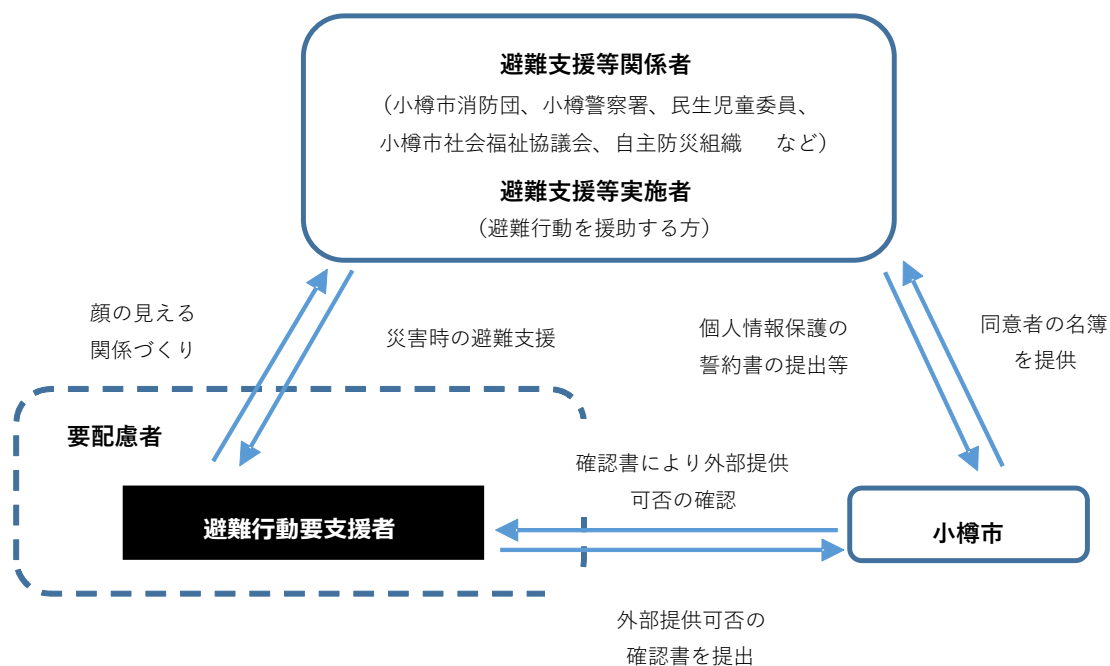
また、個別避難計画票の内容については、避難行動要支援者が同意した者以外が平常時に閲覧することのないよう情報管理に十分配慮するものとする。

（６）避難支援の実施

避難行動要支援者は、この計画を作成することによって、避難支援等関係者及び実施者から、災害発生時において、避難行動の支援を受けられる可能性が高まるものと考えられる。

しかし、災害の規模によって様々な状況が想定されるため、避難行動要支援者は、関係者等への情報提供により支援が必ず実施されるものではないことを、また避難支援等関係者及び実施者は、災害時に支援ができなかった場合においても、法的な責任や義務を負う必要はないことを十分に理解する必要がある。

個別避難計画作成に当たってのおおのの役割と関係性について



※個別避難計画票の作成に当たっては、小樽市が中心となって、避難行動要支援者と調整を図るものとする。

小樽市総務部災害対策室

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

TEL : 0134-32-4111 内線 441

FAX : 0134-25-9955

E-mail : saigai-taisaku@city.otaru.lg.jp

避難行動要支援者支援計画の概要について

避難行動要支援者支援計画の内容

災害が起きたとき、在宅で生活している要介護者や障がい者の方々の中には、自力での避難が困難となる方も少なくありません。そこで、そのような方々を「避難行動要支援者名簿」に登録し、災害時に「避難支援等関係者」(消防団、警察署、社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災組織など)が避難を支援できるよう、日頃から避難行動要支援者の情報を把握し、避難体制づくりを行うための計画です。

名簿登録要件

在宅で生活している方で、次の①～④のいずれかに該当する方となります。

(※施設入所や長期入院等をされている方は除きます。)

- ① 要介護認定3～5と判定されている方
- ② 障がい者手帳の交付を受けており、その等級が1級または2級に該当している方
(心臓・じん臓などの内部障がいのみで認定されている方は除く)
- ③ 知的障がい者のうち、療育手帳Aと判定されている方
- ④ 上記①～③に該当しないが、災害時の避難に支援が必要と判断される方

名簿情報の提供の概要

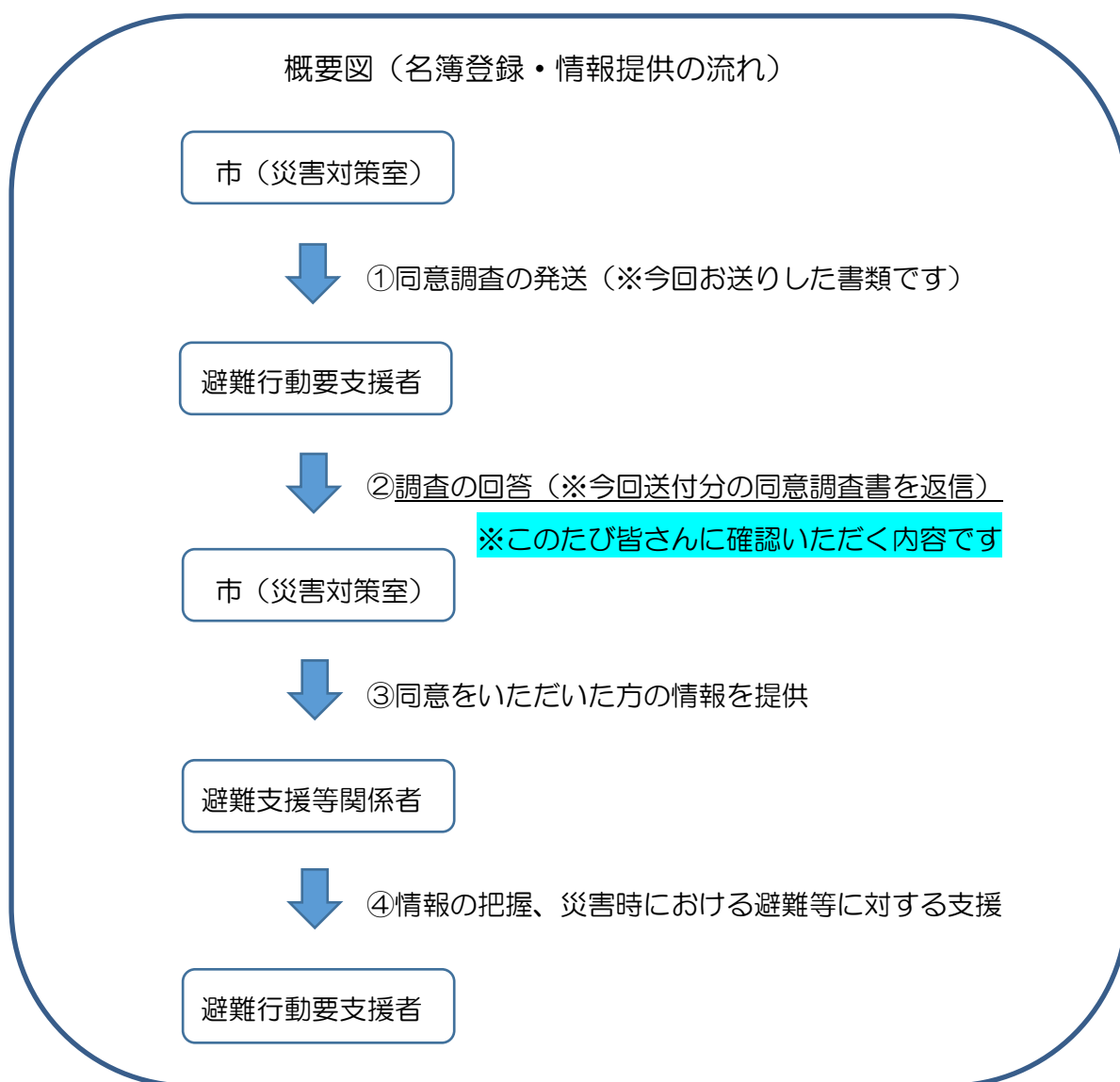
- ① 避難支援等関係者へ名簿の情報を提供することについて同意いただいた方の身体等の状況や緊急連絡先等の情報を整理し、避難支援等関係者に提供します。
- ② 避難支援等関係者は、災害時の迅速な避難が実施できるよう、提供された情報を管理しておき、万が一災害が発生したときには、その情報をもとに災害情報の提供や避難支援、安否確認などを行います。

個人情報の保護

「避難行動要支援者名簿」を管理する避難支援等関係者には守秘義務があります。このため、災害が起きた場合等の安否確認や避難支援にかかわる事項以外には情報を利用することを固く禁止しており、これ以外の目的のために皆さんの情報を使用することはありません。

(裏面に続きます。)

概要図（名簿登録・情報提供の流れ）



注意事項

名簿情報の情報提供に同意された方々が災害時に避難支援を受けられることを基本としておりますが、災害の状況によっては避難支援等関係者やその家族も被害を受け、支援ができないこともあります。

この計画では、避難支援等関係者の安全確保も義務付けられているため、同意書を提出された避難行動要支援者の方であっても、支援が受けられない場合があることに御理解をお願いいたします。

小樽市避難行動要支援者名簿情報提供 同意調査書(兼申込書)

令和 年 月 日

(宛先) 小樽市長

私は、下記に記載する私の個人情報、安否確認や避難支援のため、小樽市の関係部局、小樽警察署、小樽市社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災組織及び小樽市が定める避難支援等関係者に提供及び活用されることに同意します。

本人氏名 _____ 印 _____ (氏名を自書した場合は、押印を省略できます。)

避難行動要支援者(災害時の避難に何らかの支援を必要とする方)							
氏 名				住 所			
電話番号				生年月日	大・昭・平・令	年	月 日
緊急時の連絡先(親子兄弟・親戚などお身内の方)							
氏名		登録者との関係 ()	住所		電話 番号	() —	
氏名		登録者との関係 ()	住所		電話 番号	() —	
本人の状況		☐ 要介護認定 ☐ 身体障害者手帳 (種 級) ☐ 療育手帳 A ☐ その他(具体的に)					
特記事項(要介護や障がいの状況、歩行の可否、必要な薬や器具など具体的にご記入ください。)							
避難の助けをしていただける方(家族や近隣住民の方など)							
氏名		住所		電話 番号		関係 など	
氏名		住所		電話 番号		関係 など	
備考							

※上記欄に記載いただいた内容をもとに名簿を作成し、避難支援等関係者に情報提供します。

これにより避難行動要支援者は、避難支援等関係者から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、支援が実施できなかった場合について、法的な責任や義務を負うものではありません。

なお、ここに記載されている情報は、災害時の安否確認や避難支援に係る目的以外には使用しません。

個別避難計画票 様式

NO.	
-----	--

対象者の情報

フリガナ			住所		
氏名					
性別		生年月日			年齢
電話番号			携帯番号		FAX番号
メールアドレス					
同居家族など					
避難場所	名称				
	住所				

緊急連絡先

1	氏名(団体名)		対象者との関係	
	住所			
	連絡先	電話番号1:		電話番号1:
		メールアドレス:		
その他:				
2	氏名(団体名)		対象者との関係	
	住所			
	連絡先	電話番号1:		電話番号1:
		メールアドレス:		
その他:				

避難支援等実施者

1	氏名 (団体名および代表者)		対象者との関係	
	住所			
	連絡先	電話番号1:		電話番号1:
		メールアドレス:		
その他:				
2	氏名(団体名)		対象者との関係	
	住所			
	連絡先	電話番号1:		電話番号1:
		メールアドレス:		
その他:				

避難時に配慮しなくてはならない事項

(1) 介護認定(3～5)		(2) 身障手帳の内容(1,2級)	
(3) 療育手帳(A判定)		(4) その他	

(あてはまるものすべてに☑)

☐ 難病の特定医療費、小児慢性特定疾患病医療費の支給認定を受けている

☐ 医療機器の装着等をしている

☐ 立つことや歩行ができない

☐ 音が聞こえない

☐ 物が見えない(見えにくい)

☐ 言葉や文字の理解がむずかしい

☐ 危険なことを判断できない

☐ 顔を見ても知人や家族とわからない

☐ その他

特記事項(自宅で想定されるハザードの状況・常備薬の有無など)

{例}

- ・車いすでの生活
- ・自宅マンション1階、想定最大規模の洪水が発生した場合、ハザードマップでは2階まで浸水してしまうエリアである
- ・常備薬は〇〇に保管。かかりつけ医は〇〇、主治医〇〇先生
- ・電話を使うことができる
- ・寝室はトイレの横の部屋

避難支援時の留意事項

- ・〇〇区水害ハザードマップ△ページ参照
- ・避難所は自宅より徒歩5分程度
- ・避難所(〇〇中学校)の前の道には段差があり注意が必要
- ・避難所(〇〇中学校)にはEVあり
- ・避難経路
自宅⇒〇〇信号を左折⇒〇〇交差点を右折⇒直進⇒〇中学校正門

